

新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉サービス等が休止したことで食事や買い物に困窮した方に対し、見守り配食事業の特例対応を実施します

■対象者

75歳以上の高齢者、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定またはB判定、精神保健福祉手帳1級または2級の手帳を持つ人で、これまで利用していた福祉サービス等が休止になり食事や買い物に困窮する人

■実施内容

月曜日から金曜日までの平日で決定回数以内の昼食または夕食を自宅に届ける。

75歳以上の自立又は要支援認定者は週3回以内
要介護認定者、障害者手帳所持者は週5回以内

■実施期間

令和2年4月23日（木）から令和2年7月31日（金）まで

■自己負担額

1食250円

■手続き

状況を把握しているケアマネジャー、地域包括支援センター職員または相談支援専門員による代行申請をお願いします。

■問合せ先

幸田町社会福祉協議会

電話 62-7171 FAX 62-7254